

## 平成30年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年10月10日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第11回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員19名】

|           |           |               |
|-----------|-----------|---------------|
| 1番 藤原 浩俊  | 2番 樋口 好澄  | 3番 田中 政則      |
| 4番 森山 勝馬  | 5番 手嶋 和彦  | 6番 田中 睦美      |
| 7番 原野 道明  | 8番 森部 賢一  | 9番 武井 正道 (欠席) |
| 10番 手島 博行 | 11番 手島 信行 | 12番 畑 和徳      |
| 13番 田中 武俊 | 14番 櫻木 朝喜 | 15番 穴見 義夫     |
| 16番 林 新吾  | 17番 樋口 博幸 | 18番 伊藤 猛      |
| 19番 後藤 干城 |           |               |

#### 【農地利用最適化推進委員】

|           |                      |          |
|-----------|----------------------|----------|
| 20番 大山 源次 | 21番 浦塚 洋明            | 22番 坂田 稔 |
| 23番 金子 耕三 | (※20番から23番は、代表推進委員。) |          |

### 3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第5号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

### 6. 本会議に出席した事務局職員

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 石橋 一良  |
| 係長   | 中村 敬一郎 |
| 事務吏員 | 松尾 康年  |
| 事務吏員 | 水落 ひかる |
| 事務吏員 | 河辺 義弘  |
| 事務吏員 | 寺岡 滝治  |

### 7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大山 豊揚

( 開会 13:30 )

## 8. 議 事

議 長 ただ今より、平成30年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。本日、9番武井委員より欠席の届出、また11番手島委員より遅れるとの連絡があります。従いまして、ただ今の出席委員は農業委員17名、推進委員4名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に5番手嶋委員、6番田中委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

(11番委員、到着)

議 長 11番手島委員が来られましたので、入室を認めます。

(11番委員、着席後)

議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5頁まで計27件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から27番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号について、これを受理いたします。

次に、議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (寺岡)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となりますようしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますようをお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号3番について、あっせん委員の指名が必要となりますようをお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。

それでは、審議番号1番から3番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、議案第1号、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。8頁まで6件ございます。ご審議方  
よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま  
す。5番手嶋委員。

5 番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲渡人と譲受人との間で売買にて話がつい  
ての申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく  
お願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、担当委  
員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 譲渡人の規模縮小で譲受人との間で売買にて話がついての申請になっておりま  
す。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委  
員の説明を求めます。1番藤原委員。

1 番 (藤原委員) 審議番号3番について説明します。譲渡人は病気により管理できないとの事で  
譲受人との間で贈与にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。  
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号4番について説明します。譲渡人の経営規模縮小のため譲受人との間で  
売買にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第  
2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人は昨年7月5日の災害で被災を受けた方で経営規模拡大によるものです。譲渡人は高齢で後継者もいないため譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号6番について説明します。譲受人は昨年7月5日の災害で被災を受けた方で、妻から夫への贈与での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。  
ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。そのまま着席をお願いします。  
(暫時休憩「現地ビデオ」)
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。  
ここで、15分間休憩いたします。14時50分より再開いたします。  
(休憩：14時35分から14時50分)
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。  
次に、9頁、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 9頁をお願いします。議案朗読をもって説明。11頁まで9件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
- 4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、集合住宅、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水にて処理します。都市計画用途区域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 （穴見委員）審議番号2番について説明します。転用の目的、都市ガス供給設備、都市ガス供給ライン延伸のために整圧器・防食設備を設置するものです。雨水は浸透型の柵にて処理します。農用地区域外、第1種農地、公益性が高い事業に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次の審議番号3番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。  
（議長交代：会長 → 伊藤副会長）
- 議 長 （伊藤副会長）議長を交代しました。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 （後藤委員）審議番号3番について説明します。自己用住宅、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水にて処理します。都市計画用途区域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。  
（議長交代：伊藤副会長 → 会長）
- 議 長 （後藤会長）議長を交代しました。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。
- 7番 （原野委員）審議番号4番について説明します。転用の目的、自己用住宅、現在、実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

- 議 長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
- 10番 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。  
（手島委員）審議番号5番について説明します。転用の目的、自己用住宅、市道新設により現居宅を立ち退くため、新たに自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
- 17番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。  
（樋口委員）審議番号6番について説明します。転用の目的、一時転用（露天駐車場）、公共下水道工事に伴う工事車両駐車のためで期間は許可後から平成31年1月31日までとなっています。農用地区域外、第1種農地、一時転用に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
- 14番 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。  
（櫻木委員）審議番号7番について説明します。転用の目的、自己用住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水にて処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
- 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

- 18番 (伊藤委員) 審議番号8番について説明します。転用の目的、自己用住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 他に、審議番号8番について、質問や意見はありませぬか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めませぬ。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたしませぬ。
- 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めませぬ。18番伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) 審議番号9番について説明します。転用の目的、自己用住宅、現在実家住いで手狭なため、自己用住宅を建設するもので、現地を調査したところ駐車場(カーポート)がありますが、その一部が申請農地にかかっていたため、始末書の提出を求めて、提出(始末書)してあります。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 他に、審議番号9番について、質問や意見はありませぬか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めませぬ。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたしませぬ。
- 次に、議案第4号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めませぬ。審議番号1番についても続けてお願ひします。
- 事務局 (寺岡) 12頁をお願ひします。審議番号1番は、推進機構からの買入れです。審議番号2番から5番については、推進機構への売渡です。以上、1番から5番までの各計画につきましても、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えてお願ひします。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、それでは、議案第4号、審議番号1番から審議番号5番までを一括とし、質問や意見はありませぬか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、議案第4号、審議番号1番から審議番号5番まで、承認することに賛成の方の挙手を求めませぬ。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、議案第4号は承認とし市長へ通知いたします。
- 次に、議案第5号「非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めませぬ。
- 事務局 (河辺) 議案朗読をもって説明。15頁まで3件ございませぬ。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めませぬ。18番伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) 審議番号1番について説明いたします。申請土地については、先ほどビデオに

て見ていただきましたとおり、〇〇高校と高速の〇〇ICにはさまれた農地です。昨年の九州北部豪雨災害にて、高校横を流れる河川が氾濫しこの地区は農地、家屋に甚大な被害（被災直後は、家屋の高さまで流木と土砂が堆積。死亡者1名）が出ております。家屋については現在撤去されていますが、農地については今なお土砂が多く堆積しております。申請者よりお話を聞きましたところ災害前は、柿を栽培していましたが、災害により柿も農器具（機械）も流されまして後継者もいないと、申請者も高齢であり今後、農業が継続できないとのことで今回の非農地申請となっています。農地については、農用地区域外の第3種農地です。今後、区画整理を行って農地に戻す申請もされていないとのことです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 他に、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 （伊藤委員）審議番号2番について説明いたします。申請土地については、審議番号1番と同じところで隣接しております。農地の状況も審議番号1番で説明したとおりで農地に土砂が堆積した状況であります。柿を栽培していましたが、農業が継続できないとのことで今回の非農地申請となっています。農地については、農用地区域外の第3種農地です。今後、区画整理を行って農地に戻す申請もされないとのことです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 他に、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

議長 次の審議番号3番については、災害復旧事業の関係でもありますので事務局の説明を求めます。

事務局 （河辺）15頁になります。審議番号3番です。申請地の上側、北側の山が地滑りが起きて流木が流れてきて溜まっていた状況です。流木は撤去してありますが現況は原野とも何とも言えない状況になっています。周りは山林と宅地に囲まれている2種農地です。今回、県が施行する治山事業の対象地になっており復旧事業の一部に該当するとの事で非農地の申請がでております。

議長 事務局の説明はおわりました。担当委員の補足説明はございませんか。17番樋口委員。  
（樋口委員）別にありません。

議長 推進委員の補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 他に、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。8番森部委員。

8番 （森部委員）今回の申請については、申請人が、朝倉市になっていますが本人と市との関係ですがそこについてお尋ねしたい。

議長 事務局。



事務局 今回の治山事業につきましては、用地買収はございませんが用地の（使用承諾）交渉は、担当課は農林課になりますが、地権者との交渉は行なっております。本人の同意はいただいています。非農地となればこの後、本人から保安林指定申請となります。

議 長 治山事業は県に代わり本人との交渉は市で行っており、交渉して同意をいただきおこなっておりますので治山事業については、今後も市からの申請になると思います。

2 番 他に、質問や意見はありませんか。2番樋口委員。

議 長 （樋口委員）非農地で認められた後、その後、農地で再度認められるのですか。

事務局 事務局。

（河辺）そこは申請者の方に一度、非農地と判断した場合は、農地に戻らないと説明しております。災害復旧事業でも復旧しませんという意味表示をしているかどうか確認していますし。災害復旧の申請をしていれば取下げしていただくか、そうでなければ農地として利用いただくという説明をしております。

議 長 2番樋口委員。

2 番 （樋口委員）農地改良復旧事業の委員になっているのですが、被災地についても復旧しようということで全体的な意思統一は出来ている状況ですが、個別案件としては農地として復旧しないということもあれば、非農地判断ができれば真ん中（農地の）にポツンと非農地ができればその周りは農地としての役割も果たせなくなる気がします。農業委員会の方に申請に来るのですが、そこを、説明を十分にいただき農地改良の妨げにならないようお願いしたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 （河辺）申請の段階で杷木地域については、復旧改良室とも連携を取ってここについては計画の地域ではないとの確認はしております。非農地判断については慎重に取り扱っていきたいと思っておりますし、農地の真ん中については、そもそも申請を受け付けられません。いくら被災をしても回りが復旧するということであれば申請は受け付けられないというスタイルでいままでもそうですが今後も行っていきます。

議 長 2番委員よろしいでしょうか。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

議 長 （「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:33)